

## 議案第 81 号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和 46 年川崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例

目次を次のように改める。

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）

第 2 章 川崎市総合リハビリテーションセンター

第 1 節 総合リハビリテーション推進センター（第 6 条・第 7 条）

第 2 節 総合研修センター（第 8 条～第 16 条）

第 3 節 地域リハビリテーションセンター

第 1 款 通則（第 17 条～第 19 条）

第2款 地域支援室（第20条～第23条）

第3款 在宅支援室（第24条～第30条）

第4款 日中活動センター（第31条～第39条）

第5款 地域生活支援センター（第40条～第57条）

### 第3章 障害者福祉施設

第1節 柿生学園及びくさぶえの家（第58条～第68条）

第2節 ふじみ園（第69条～第78条）

第3節 中央療育センター（第79条～第87条）

第4節 地域療育センター（第88条～第98条）

第5節 三田福祉ホーム（第99条～第106条）

第6節 かじがや障害者デイ・サービスセンター（第107条～第116条）

第7節 れいんぼう川崎（第117条～第127条）

第8節 陽光ホーム（第128条～第136条）

第9節 御幸日中活動センター（第137条～第146条）

第10節 井田重度障害者等生活施設（第147条～第155条）

第11節 社会復帰訓練所（第156条～第165条）

### 第4章 雑則（第166条～第168条）

#### 附則

第4章を削る。

第66条を第168条とする。

第65条中「総合センター」を「川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設」に改め、同条を第167条とする。

第64条中「総合センター」を「川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設」に改め、同条を第166条とする。

第5章を第4章とする。

第3章第2節中第28条の8を第165条とし、第28条の7を第164条とし、第28条の6を第163条とする。

第28条の5第1号中「第26条第1号及び第2号」を「第156条第1号から第3号まで」に改め、同条を第162条とする。

第28条の4を第161条とし、第28条の3を第160条とし、第28条の2を第159条とし、第28条を第158条とする。

第27条の見出しを「(位置)」に改め、同条中「訓練所」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第157条とする。

第26条第1号中「法第5条第13項に規定する」及び「(以下「就労移行支援」という。)」を削り、同条第3号中「法第5条第15項に規定する」及び「(以下「就労定着支援」という。)」を削り、同条を第156条とする。

第3章第2節を同章第11節とする。

第3章第1節を削る。

「第3章 リハビリテーション医療センター」を削る。

第2章第11節中第22条の41を第155条とし、第22条の40を第154条とする。

第22条の39第1項中「指定障害者福祉サービス」を「指定障害福祉サービス」に改め、同条を第153条とする。

第22条の38第1号中「第22条の34第1号」を「第147条第1号」に改め、同条を第152条とする。

第22条の37を第151条とし、第22条の36を第150条とする。

第22条の35第1項中「(法人以外の団体にあつては、市長が定める要件に該当するものに限る。)」を削り、同条第2項中「者」を「もの」に改め、同条を第149条とする。

第22条の34を第147条とし、同条の次に次の1条を加える。

(位置)

第148条 井田重度障害者等生活施設の位置は、川崎市中原区井田3丁目16番1号とする。

第2章第11節を第3章第10節とする。

第2章第10節中第22条の33を第146条とし、第22条の32を第145条とし、第22条の31を第144条とする。

第22条の30第1号中「第22条の24第1号」を「第137条第1号」に改め、同条を第143条とする。

第22条の29を第142条とし、第22条の28を第141条とし、第22条の27を第140条とし、第22条の26を第139条とする。

第22条の25の見出しを「(位置)」に改め、同条中「御幸活動センター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第138条とする。

第22条の24を第137条とする。

第2章第10節を第3章第9節とする。

第2章第9節中第22条の23を第136条とし、第22条の22を第135条とし、第22条の21を第134条とする。

第22条の20第1号中「第22条の16第1号」を「第128条第1号」に改め、同条を第133条とする。

第22条の19を第132条とし、第22条の18を第131条とし、第22条の17を第130条とし、第22条の16を第128条とし、同条の次に次の1条を加える。

(位置)

第129条 陽光ホームの位置は、川崎市中原区井田3丁目16番1号とする。

第2章第9節を第3章第8節とする。

第2章第8節中第22条の15を第127条とし、第22条の14を第126条とし、第22条の13を第125条とし、第22条の12を第124条とし、第22条の11を第123条とする。

第22条の10第1号中「第22条の8第1号」を「第117条第1号」に改め、同条を第122条とする。

第22条の9の4を第121条とし、第22条の9の3を第120条とし、第22条の9の2を第119条とする。

第22条の9の見出しを「(位置)」に改め、同条中「れいんぼう川崎」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第118条とする。

第22条の8を第117条とする。

第2章第8節を第3章第7節とする。

第2章第7節中第22条の7を第116条とし、第22条の6の3を第115条とし、第22条の6の2を第114条とする。

第22条の6第1号中「第22条の4第1号」を「第107条第1号」に改め、同条を第113条とする。

第22条の5の5を第112条とし、第22条の5の4を第111条とし、第22条の5の3を第110条とし、第22条の5の2を第109条とする。

第22条の5の見出しを「(位置)」に改め、同条中「デイ・サービスセンター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第108条とする。

第22条の4を第107条とする。

第2章第7節を第3章第6節とする。

第2章第6節中第22条の3を第106条とし、第22条の2を第105条

とし、第19条から第22条までを82条ずつ繰り下げる。

第18条の見出しを「(位置)」に改め、同条中「(という。)」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第100条とする。

第17条を第99条とする。

第2章第6節を第3章第5節とする。

第2章第5節中第16条を第98条とし、第15条の3を第97条とし、第15条の2を第96条とする。

第15条第1号中「第13条第1号」を「第88条第1号」に改め、同条を第95条とする。

第14条の6を第94条とし、第14条の5を第93条とし、第14条の4を第92条とし、第14条の3を第91条とする。

第14条の2の見出しを「(北部地域療育センターの位置)」に改め、同条中「北部地域療育センター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第90条とする。

第14条の見出しを「(南部地域療育センターの位置)」に改め、同条中「南部地域療育センター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第89条とする。

第13条を第88条とする。

第2章第5節を第3章第4節とする。

第2章第4節中第12条の6を第87条とし、第12条の5を第86条とする。

第12条の4第1項中「第15条の2第1項」を「第96条第1項」に改め、同条を第85条とする。

第12条の3第1号中「第10条第1号」を「第79条第1号」に改め、同条第2号中「第15条第2号」を「第95条第2号」に改め、同条第3号中「第

第10条第9号」を「第79条第9号」に改め、同条第4号中「第10条第10号」を「第79条第10号」に改め、同条第5号中「第10条第12号」を「第79条第12号」に改め、同条を第84条とする。

第12条の2を第83条とし、第12条を第82条とし、第11条を第81条とする。

第10条第1号中「第13条第1号」を「第88条第1号」に改め、同条第2号中「第13条第2号」を「第88条第2号」に改め、同条第3号中「第13条第3号」を「第88条第3号」に改め、同条第4号中「第13条第4号」を「第88条第4号」に改め、同条第5号中「第13条第5号」を「第88条第5号」に改め、同条第6号中「第13条第7号」を「第88条第7号」に、「第12条の4第1項、第13条第6号及び第15条の2第1項」を「第85条第1項、第88条第6号及び第96条第1項」に改め、同条第11号中「第12条の4」を「第85条」に改め、同条を第79条とし、同条の次に次の1条を加える。

(位置)

第80条 中央療育センターの位置は、川崎市中原区井田3丁目16番1号とする。

第2章第4節を第3章第3節とする。

第2章第3節中第9条を第78条とし、第8条の3を第77条とし、第8条の2を第76条とする。

第8条第1号中「第7条第1号」を「第69条第1号」に改め、同条を第75条とする。

第7条の6を第74条とし、第7条の5を第73条とし、第7条の4を第72条とし、第7条の3を第71条とする。

第7条の2の見出しを「(位置)」に改め、同条中「ふじみ園」の次に「の

位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第70条とする。

第7条第2号中「法第5条第14項に規定する」及び「（以下「就労継続支援」という。）」を削り、同条を第69条とする。

第2章第3節を第3章第2節とする。

第2章第2節中第6条の5を第68条とし、第6条の4の3を第67条とする。

第6条の4の2第1項を次のように改め、同条を第66条とする。

柿生学園において指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援又は日中一時支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

第6条の4第1号中「第6条第1号」を「第58条第1号」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改め、同条を第65条とする。

(2) 地域相談支援給付決定障害者（柿生学園に限る。）

(3) 計画相談支援対象障害者等

第6条の3の5の表中「（昭和23年法律第178号）」を削り、同条を第64条とする。

第6条の3の4を第63条とし、第6条の3の3を第62条とし、第6条の3の2を第61条とする。

第6条の3の見出しを「（くさぶえの家の位置）」に改め、同条中「くさぶえの家」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第60条とする。

第6条の2の見出しを「（柿生学園の位置）」に改め、同条中「柿生学園」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第59条とする。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 生活介護に関すること。

第6条第3号中「法第5条第12項に規定する」及び「（以下「自立訓練」という。）」を削り、同条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 一般相談支援事業に関すること（柿生学園に限る。）。

(6) 特定相談支援事業に関すること。

第6条第7号中「法第4条第1項に規定する」及び「（以下「障害者」という。）」を削り、「第6条の4の2」を「第66条」に改め、同条を第58条とする。

第2章第2節を第3章第1節とする。

第2章の章名を次のように改める。

## 第2章 川崎市総合リハビリテーションセンター

第2章第1節を次のように改める。

### 第1節 総合リハビリテーション推進センター

（業務）

第6条 総合リハビリテーション推進センターは、次の業務を行う。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第2項及び第3項に規定する身体障害者更生相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）としての業務

(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第2項及び第3項に規定する知的障害者更生相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）としての業務

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第2項各号に掲げる精神保健福祉センターとしての業務

(4) 高齢者、障害者、障害児等の支援に関する調査研究、関係諸機関相互の

連携の調整及び専門的な人材の育成に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。

(総合リハビリテーション推進センター)

第7条 総合リハビリテーション推進センターは、川崎市川崎区日進町5番地1に置く。

第2章第1節の次に次の2節及び章名を加える。

第2節 総合研修センター

(業務)

第8条 総合研修センターは、次の業務を行う。

- (1) 高齢者、障害者、障害児等の支援に関する専門的な研修会、講座等の開催に関すること。
- (2) 高齢者、障害者、障害児等の支援に従事する職員に対する講習、講座等の開催に関すること。
- (3) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(総合研修センター)

第9条 総合研修センターは、川崎市川崎区日進町5番地1に置く。

(指定管理者)

第10条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に総合研修センターの管理を行わせる。

- (1) 総合研修センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、総合研修センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った総合研修センターの管理を安定して行う能力

を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、総合研修センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者は、高齢者、障害者、障害児等の支援に関する専門的な研修会、講座等の開催に関する業務その他の総合研修センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日)

第13条 総合研修センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前9時から午後5時まで
休所日	(1) 日曜日及び月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用者)

第14条 総合研修センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高齢者、障害者、障害児等の支援に従事する職員

(2) その他指定管理者が総合研修センターの利用を認めた者

(利用の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合研修センターの利用を拒むことができる。

- (1) 利用者が定員に達したとき。
- (2) 次条に規定する受講料を滞納したとき。
- (3) 管理上特に支障があると認めるとき。

(受講料)

第16条 指定管理者は、第8条に規定する業務を行うに当たっては、実費相当額として受講料を徴収することができる。

2 前項の受講料の額は、指定管理者がその都度定める。

### 第3節 地域リハビリテーションセンター

#### 第1款 通則

(南部リハビリテーションセンター)

第17条 川崎市南部リハビリテーションセンターは、川崎市川崎区日進町5番地1に置く。

(中部リハビリテーションセンター)

第18条 川崎市中部リハビリテーションセンターは、川崎市中原区井田3丁目16番1号に置く。

(北部リハビリテーションセンター)

第19条 川崎市北部リハビリテーションセンターは、川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2に置く。

#### 第2款 地域支援室

(業務)

第20条 南部地域支援室、中部地域支援室及び北部地域支援室（以下「地域

支援室」という。)は、次の業務を行う。

- (1) 身体障害者更生相談所としての業務
- (2) 知的障害者更生相談所としての業務
- (3) 精神保健福祉法第6条第2項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる精神保健福祉センターとしての業務
- (4) 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。
- (5) 高齢者、障害者、障害児等に対する専門的な診断、検査及び評価に関すること。
- (6) 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。
- (7) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(利用時間及び休所日)

第21条 地域支援室の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前8時30分から午後5時まで
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用者)

第22条 地域支援室を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する高齢者、障害者、障害児等で、専門的な診断、検査及び

評価を必要とするもの

(2) 市内に居住する高齢者、障害者、障害児等及びその介護者で、専門的な相談及び指導等を必要とするもの

(3) その他市長が地域支援室の利用を認めた者

(利用の制限)

第23条 市長は、地域支援室を利用している者が、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。

### 第3款 在宅支援室

(業務)

第24条 南部在宅支援室、中部在宅支援室及び北部在宅支援室（以下「在宅支援室」という。）は、次の業務を行う。

(1) 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。

(2) 高齢者、障害者、障害児等に対する専門的な治療、訓練、検査及び評価に関すること。

(3) 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。

(4) 高齢者、障害者、障害児等に係る福祉用具の普及の促進に関すること。

(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者)

第25条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この款において「指定管理者」という。）に在宅支援室の管理を行わせる。

(1) 在宅支援室の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が、在宅支援室の効用を最大限に発揮するとともに管

理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った在宅支援室の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第26条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、在宅支援室の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第27条 指定管理者は、高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関する業務その他の在宅支援室の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日)

第28条 在宅支援室の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前8時30分から午後5時まで
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用者)

第29条 在宅支援室を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する高齢者、障害者、障害児等及びその介護者で、専門的な相談及び指導等を必要とするもの
- (2) 市内に居住する高齢者、障害者、障害児等で、専門的な治療、訓練、検査及び評価を必要とするもの
- (3) その他指定管理者が在宅支援室の利用を認めた者  
(利用の制限)

第30条 指定管理者は、在宅支援室を利用している者が、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。

#### 第4款 日中活動センター

(業務)

第31条 南部日中活動センター、中部日中活動センター及び北部日中活動センター（以下「日中活動センター」という。）は、次の業務を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。
- (2) 法第5条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。
- (3) 法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）に関すること。
- (4) 法第5条第14項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）に関すること。
- (5) 法第5条第15項に規定する就労定着支援（以下「就労定着支援」という。）に関すること。
- (6) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者)

第32条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この款において「指定管理者」という。）に日中活動センターの管理を行わせる。

- (1) 日中活動センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、日中活動センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った日中活動センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第33条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、日中活動センターの管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第34条 指定管理者は、生活介護に関する業務その他の日中活動センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

（利用時間及び休所日）

第35条 日中活動センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前8時30分から午後5時まで
------	-----------------

休所日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日曜日及び土曜日</li> <li>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</li> </ul>
-----	--

(利用者)

第36条 日中活動センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第31条第1号から第5号までに掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者
- (3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者
- (4) その他指定管理者が日中活動センターの利用を認めた者

(利用料金)

第37条 日中活動センターにおいて法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
- (2) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額

3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第38条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第39条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、日中活動センターの利用を拒むことができる。

- (1) 利用者が定員に達したとき。
- (2) 利用料金を滞納したとき。
- (3) 管理上特に支障があると認めるとき。

#### 第5款 地域生活支援センター

(業務)

第40条 中部地域生活支援センター及び北部地域生活支援センター（以下「地域生活支援センター」という。）は、次の業務を行う。

- (1) 法第5条第18項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）に関する事（中部地域生活支援センターに限る。）。
- (2) 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）に関する事。
- (3) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターとしての業務
- (4) 市民相互の交流を促進するために施設（別表に掲げる施設に限る。以下この款において「施設」という。）を利用に供すること。
- (5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。

(指定管理者)

第41条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この款において「指定管理者」という。）に地域生活支援センターの管理を行わせる。

- (1) 地域生活支援センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、地域生活支援センターの効用を最大限に発揮する

とともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った地域生活支援センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第42条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、地域生活支援センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第43条 指定管理者は、特定相談支援事業に関する業務その他の地域生活支援センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日等)

第44条 地域生活支援センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。

ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前9時から午後8時まで
休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日

2 第40条第2号及び第3号に掲げる業務の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、これらを変更することができる。

実施日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日
実施時間	午前10時から午後8時まで

3 中部地域生活支援センターにおける第40条第4号に掲げる業務の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特別の理

由があると認めるときは、これを変更することができる。

(生活支援事業の利用者)

第45条 第40条第1号から第3号までに掲げる業務（以下「生活支援事業」という。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）（中部地域生活支援センターに限る。）
- (2) 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）
- (3) 市内に居住する法第4条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）で日常生活の支援を必要とするもの
- (4) その他指定管理者が地域生活支援センターの利用を認めた者  
(利用許可)

第46条 第40条第4号に掲げる業務（以下「交流促進事業」という。）において地域生活支援センターの施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(生活支援事業の利用料金)

第47条 中部地域生活支援センターにおいて法第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）又は法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
- (2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算

定した額

3 北部地域生活支援センターにおいて指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

4 前項の利用料金の額は、法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

5 第1項及び第3項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(交流促進事業の利用料金)

第48条 第46条の許可を受けた者（以下この款において「利用者」という。）

は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第49条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、第47条第1項及び第3項並びに前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第50条 既に支払われた第48条第1項の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の制限)

第51条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活支援事業における地域生活支援センターの利用を拒むことができる。

- (1) 利用料金を滞納したとき。
- (2) 管理上特に支障があると認めるとき。

(利用許可の制限)

第52条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設の利用を不適當であると認めるときは、第46条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第53条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第46条の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設の変更禁止)

第54条 利用者は、施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡の禁止)

第55条 利用者は、施設を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。

(原状回復)

第56条 利用者は、施設の利用を終了し、又は第46条の許可を取り消され、

若しくは施設の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第57条 市及び指定管理者は、第53条第5号に該当する場合を除き、第46条の許可の取消し又は施設の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

### 第3章 障害者福祉施設

第1章を次のように改める。

#### 第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設を設置する。

(川崎市総合リハビリテーションセンターの名称及び位置)

第2条 川崎市総合リハビリテーションセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
川崎市総合リハビリテーションセンター	川崎市川崎区日進町5番地1

(川崎市総合リハビリテーションセンターの構成及び施設)

第3条 川崎市総合リハビリテーションセンターは、総合リハビリテーション推進センター、総合研修センター及び地域リハビリテーションセンターをも

って構成する。

2 地域リハビリテーションセンターの名称は、次の表のとおりとし、地域リハビリテーションセンターは、同表の施設の欄に掲げる施設をもって構成する。

名 称	施 設
川崎市南部リハビリテーションセンター	(1) 南部地域支援室 (2) 南部在宅支援室 (3) 南部日中活動センター
川崎市中部リハビリテーションセンター	(1) 中部地域支援室 (2) 中部在宅支援室 (3) 中部日中活動センター (4) 中部地域生活支援センター
川崎市北部リハビリテーションセンター	(1) 北部地域支援室 (2) 北部在宅支援室 (3) 北部日中活動センター (4) 北部地域生活支援センター

(障害者福祉施設)

第4条 障害者福祉施設の名称は、次のとおりとする。

- (1) 柿生学園及びくさぶえの家
- (2) ふじみ園
- (3) 中央療育センター
- (4) 南部地域療育センター及び北部地域療育センター
- (5) 三田福祉ホーム
- (6) かじがや障害者デイ・サービスセンター
- (7) れいんぼう川崎

- (8) 陽光ホーム
- (9) 御幸日中活動センター
- (10) 井田重度障害者等生活施設
- (11) 社会復帰訓練所

(運営)

第5条 川崎市総合リハビリテーションセンターは、総合リハビリテーション推進センター、総合研修センター及び地域リハビリテーションセンターが密接に連携を図ることにより、総合施設として有機的に運営されなければならない。

2 川崎市総合リハビリテーションセンターは、関係諸機関との連携を図ることにより、包括的にリハビリテーションを推進するよう運営されなければならない。

別表中「第46条、第54条」を「第40条、第48条」に、「井田支援センター会議室」を「中部地域生活支援センター会議室」に、「百合丘支援センター会議室」を「北部地域生活支援センター会議室」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 総合研修センター、南部在宅支援室及び南部日中活動センターに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

心身障害者総合リハビリテーションセンターを再編整備すること等により、心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進すること等のため、この条例を制定するものである。